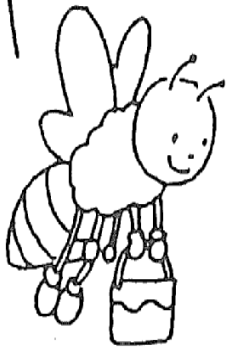


## はじめに

お母さんが赤ちゃんにプレゼントした病気に対する抵抗力(免疫)は、生後数か月経つと自然に失われていきます。そのため、赤ちゃん自身で免疫をつくって病気を予防する必要があります。その助けとなるのが予防接種です。予防接種は、ワクチンで病気の予防や症状を軽くするために「免疫」をつけるためのものです。

大洲市では、赤ちゃんの誕生から就学に至るまで予防接種法で定められた各種予防接種を実施しています。

この冊子は、就学前までに接種する予防接種券・予診票からなっています。予防接種を受ける場合は、あらかじめ必要事項をご記入のうえ、ご使用ください。



## 予防接種手帳について

この手帳には、おおむね小学校入学前までに接種する各種予防接種の接種券・予診票兼通知書が綴ってあります。接種料金を公費負担するために必要です。

### 予防接種券・予診票兼通知書

- 五種混合 . . . . . 4回分  
(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・H i b)
- 小児の肺炎球菌感染症 . . . . . 4回分
- B型肝炎 . . . . . 3回分
- ロタウイルス感染症 (1価・5価) . . . . . 3回分
- BCG . . . . . 1回分
- 日本脳炎 . . . . . 3回分
- 水痘 . . . . . 2回分
- 麻しん・風しん (1期・2期) . . . . . 2回分

### < 注意事項 >

- ※ 他人に渡したり、兄弟姉妹で混同したりしないでください。
- ※ 小学校入学前まで使用するため、大切に保管してください。(総額26万円相当)
- ※ 里帰り出産等で、県外の医療機関で定期予防接種を実施する場合、大洲市が定期予防接種費用の払い戻しをいたします。払い戻しを受けるためには、予防接種を受ける前と受けた後に2回申請が必要です。事前に申請をしていない場合、払い戻しができません。予防接種を受ける前に、健康増進課にご相談ください。
- ※ 大洲市に住民登録している方に発行しており、転出された方は使用できません。転出先の市町村にお問い合わせください。
- ※ 小学校入学後の予防接種については、必要な時期に個別に郵送します。

## 予防接種の受け方

新生児訪問時に、別冊「予防接種と子どもの健康」、「バーコードシール」、「予防接種実施医療機関一覧（乳幼児）」、「大洲市定期予防接種一覧」を配布し、予防接種の受け方について説明をします。

### (1) 予防接種を受ける前に

別冊「予防接種と子どもの健康」をよく読んで、予防接種の必要性や効果、副反応、その他予防接種に関する注意事項について理解しましょう。

「予防接種実施医療機関一覧（乳幼児）」を参考に、医療機関に事前に予約をしてください。かかりつけ医での接種をお勧めします。

※愛媛県内の委託医療機関でも接種券が使用可能です。

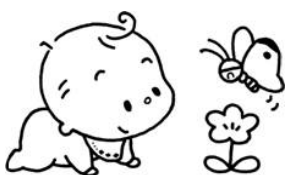
### (2) 予防接種を受ける当日

接種当日は、お子さんの状態をよく観察し、普段と変わったところのないことを確認します。予防接種券と予診票兼通知書にボールペンで必要事項を記入してください。予診票は接種する医師への大切な情報ですので、正確に記入してください。

「バーコードシール」は、予防接種を受ける際にご利用いただくものです。予診票兼通知書の左上にある「バーコードシールを貼ってください」の箇所に貼付してください。医療機関には必要事項を記入した**予防接種券**、**予診票兼通知書**、**母子健康手帳**を必ず持参してください。念のため本人確認書類（マイナンバーカード等）も持参しましょう。

※予防接種についてご不明な点がございましたら、健康増進課までお問い合わせください。

【 問い合わせ先 】  
〒795-0064  
大洲市東大洲270番地1  
大洲市健康増進課  
☎(0893)23-0310



作成年月：令和 8 年 3 月